別紙

諮問第1049号

答 申

1 審査会の結論

「『道路交通法違反の車両及び都庁舎(都議会を含む)前の訪問車両に関する警備員等の巡視報告書、業者への指導について』の公文書」ほか2件を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「まじかに迫った、大規模災害に対応する為の、都庁、都議会周辺の都庁見学等の送迎団体の中型、大型バスの違法駐車及び近隣ホテル、企業、都関係機関への納入業者等の災害時に危険な商用車、大型トラック、ダンプカー、ミキサー車の違法駐車等に関する警備員等の巡視報告書、業者への指導等。警視庁、管轄警察署、近隣企業との協議書等一切。都機関への違法駐車等の苦情に関する報告書一切。」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都知事が平成28年8月8日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2)審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

都庁周辺の都道等に違法駐車をしている大型バス、トラック、納品業者用の車両が 長時間違法駐車していると、追突事故、大震災等で多大な火災が発生し、都庁地下駐 車場を巻き添えにし、東京都の危機管理センターが機能しなくなり、職員、来庁者の 生命の保護が不可能になる。特に私達が上京し、見かねて 110 番通報や警視庁に直接 通報するが、放置である。 都庁、都議会の前の違法駐車のほとんどが都庁の契約業者、納入業者であり、明らかに業界との癒着である。観光バス、タクシーの違法駐車も日常化しているが、業界と癒着しているため、警備員も、責任者も、公務員も黙認放置である。

東京都庁、警視庁、警察庁、官公庁、裁判所、最高検察庁、日比谷公園、爆買いの 新宿、銀座通り等の道路は、駐車違反が日常化し、これらを不当に放置することは、 法治国家の恥であることは言うまでもない。

東京都の作為的な情報隠しが国際的に報道されたが、日本人全体の恥にならないように、情報を公正に開示し、東京オリンピックの開催国として、国際的信用を取り戻すための社会正義を護るために請求する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1)「道路交通法違反の車両及び都庁舎(都議会を含む。)前の訪問車両に関する警備員 等の巡視報告書、業者への指導」について

本件開示請求のうち、「道路交通法違反の車両及び都庁舎(都議会を含む。)前の訪問車両に関する警備員等の巡視報告書、業者への指導について」の公文書を所管する部署は、総務局総務部総務課警備担当が想定されるが、同担当が所管する警備業務(委託業務含む。)は、東京都庁第一本庁舎、東京都庁第二本庁舎及び東京都議会棟(以下「都庁舎等」という。)敷地内における庁内管理及び宿直業務に関することである。

また、本件開示請求における車両とは、都庁舎等の周辺の公道を利用している車両 のことと考えられるが、公道は都庁舎等の敷地外に位置するため、同車両に関する報 告や指導は当該機関が所管する警備業務の管轄外である。

同担当において、同車両について報告を受けた場合に作成が想定される文書として、 巡視(都職員)が作成する巡視日誌及び委託警備員が作成する報告書が挙げられるが、 これらの文書は、日ごとに紙媒体で作成し、ファイルに綴じて執務室の書庫において 保管しており、その保存期間は1年となっている。

当該文書を検索し、その記載内容について確認したが、道路交通法違反の車両及び 都庁舎(都議会を含む。)前の訪問車両に関する報告内容は存在しなかった。そのた め、違法駐車等の報告に基づいて行う業者への指導に係る公文書も存在しない。 (2)「警視庁、管轄警察署、近隣企業との防災上及び道路交通法上に係る協議書等」について

「警視庁、管轄警察署、近隣企業との防災上及び道路交通法上に係る協議書等」は、都庁舎等の周辺の公道における違法駐車等の取扱いについて、防災上かつ道路交通法上の両方の観点から警察や民間企業と実施機関が協議を行った内容に関する公文書であると考えられる。実施機関において、都庁舎等の敷地内における事故発生時等の非常時に庁内管理の観点から、関係機関(警察・消防など)と連絡調整を行うのは総務局総務部総務課警備担当であり、東京都の危機管理を含む総合的な防災業務を所管するのは総務局総合防災部である。例えば、総務局総務部総務課警備担当は、火災その他非常災害発生時等に110番・119番通報を実施し、管轄警察署との連絡調整を行う場合があるが、その内容は都庁舎等の敷地内における事故等に関するものであり、都庁舎等の敷地外に位置する公道に係る道路交通法上の協議は業務上実施しない。

なお、前述のとおり、審査請求人が開示を求めた「警視庁、管轄警察署、近隣企業 との防災上及び道路交通法上に係る協議書等」とは、本件開示請求の内容から、違法 駐車等の取扱いに係る文書を前提としていることは明らかであるが、総務局総合防災 部が警視庁や民間企業との協議に際して作成している文書という意味では、地震等に より帰宅困難者が発生した際の支援事項について定めた「災害時における帰宅困難者 支援に関する協定」等のほか、各自治体と実施する合同総合防災訓練実施に係る協力 要請の依頼文書等がある。

しかし、これらの文書は、いずれも災害が発生した場合に備えた危機管理の観点から行った関係団体との協議又は調整に係る文書であり、違法駐車等の取扱いに関する 道路交通法上の協議には当たらない旨、念のため申し添える。

(3)「都機関(都議会を含む。)への違法駐車等に関する報告書」について

実施機関において、都機関(都議会を含む。)への違法駐車等があった際にその報告を受けることは、前記(1)のとおり、業務上管轄外の扱いとなる。報告を受けた際に作成が想定される文書、その検索結果及び当該機関が所管する警備業務が管轄する範囲についても、前記(1)のとおりであり、違法駐車等に関する報告書は存在しなかった。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成28年12月 2日	諮問(第1049号)
平成30年 5月21日	新規概要説明(第162回第三部会)
平成30年 6月14日	実施機関から理由説明書収受
平成30年 6月18日	審議(第163回第三部会)
平成30年 7月26日	審議(第164回第三部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように 判断する。

ア 本件請求文書について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る公文書の件名について、審査請求人に補正を依頼したところ、審査請求人から以下のような補正書を受けた。

「『①違法駐車等に関する警備員等の巡視報告書、業者への指導』のうち『違法 駐車等』とは、道路交通法違反の車両、第一庁舎、第二庁舎、議会庁舎前の違法駐 車、訪問車両を指す。『②警視庁、管轄警察署、近隣企業との協議書等』のうち『協 議書』とは、具体的に防災上及び道交法上に係る内容の協議書である。『③都機関 への違法駐車等の苦情に関する報告書』のうち『都機関』とは、都庁舎(都議会も 含む)を指す。」

そして、「『道路交通法違反の車両及び都庁舎(都議会を含む。)前の訪問車両に

関する警備員等の巡視報告書、業者への指導について』の公文書」(以下「本件請求文書1」という。)、「警視庁、管轄警察署、近隣企業との防災上及び道路交通法上に係る協議書等」(以下「本件請求文書2」という。)及び「都機関(都議会を含む。)への違法駐車等に関する報告書」(以下「本件請求文書3」という。)については、いずれも作成しておらず、存在しないとして非開示決定を行った。

イ 警備業務において作成される巡視日誌及び報告書について

実施機関において、警備業務(委託業務を含む。)を所管している部署は、総務局 総務部総務課警備担当であり、当該警備業務の内容は、都庁舎等の敷地内における 庁内管理及び宿直業務に関することである。

当該警備業務において作成される「巡視日誌」は、東京都巡視勤務規程(以下「規程」という。) 5条3項において、巡視は、巡視日誌を作成し、巡回状況を確認する旨が定められており、「報告書」は、「27財経二契第734号の2庁内警備等業務委託」の仕様書(以下「仕様書」という。) 8項において、委託警備員は、警備及び取締状況、その他業務上取り扱った事項を翌朝、巡視室を経由して、東京都等の担当職員に速やかに報告する旨が定められている。

これらの文書は、日ごとに紙媒体で作成され、ファイルに綴じて執務室の書庫に おいて保管される。

また、当該文書は、総務局総務部総務課において作成している文書管理基準表の うち「庁内関係資料」に分類され、その保存期間は1年となっている。

ウ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、実施機関が行った非開示決定に対し、情報を公正に開示するよう 求めていることから、審査会は、本件請求文書1から3までの不存在の妥当性につ いて判断する。

(ア) 本件請求文書1について

実施機関は、本件請求文書1に係る「道路交通法違反の車両及び都庁舎(都議会を含む。)前の訪問車両」とは、都庁舎等の周辺の公道を利用している車両のことと考えられ、公道は都庁舎等の敷地外に位置するため、当該車両に関する報告

や指導は、実施機関が所管する警備業務の管轄外である旨説明している。

また、実施機関は、仮に当該車両について報告を受けたとした場合、作成する 文書としては、巡視が作成する巡視日誌や委託警備員が作成する報告書が想定さ れるとする。そして、これらの文書を保管している執務室の書庫において、現に 保管している当該文書を検索し、その記載内容を確認したが、本件請求文書1に 係る内容は確認できず、当該文書が存在しない以上、当該文書に基づいて行う業 者への指導に係る公文書も存在しない旨説明している。

以上の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足り る特段の事情も見当たらない。

(イ) 本件請求文書2について

実施機関は、本件請求文書 2 について、都庁舎等の周辺の公道における違法駐車等の取扱いに関して、防災上かつ道路交通法上の両方の観点から警察や民間企業と実施機関が協議を行った内容に関する公文書であると考えられるとする。そして、都庁舎等の敷地内において、事故発生時に警察や消防などの関係機関と連絡調整を行う場合はあるが、都庁舎等の敷地外に位置する公道に係る道路交通法上の協議は業務上実施しないため、協議書等は存在しない旨説明している。

以上の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足り る特段の事情も見当たらない。

(ウ) 本件請求文書3について

実施機関は、本件請求文書3について、前記ウ(ア)における実施機関の説明のとおり、違法駐車等に関する報告は業務上管轄外であり、仮に当該報告を受けたとした場合、作成が想定される文書は、巡視日誌及び報告書であり、当該文書を検索したが、存在しなかった旨説明している。

以上の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書1から3までについて、不存在を理由 として非開示とした決定は、妥当である。 なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右する ものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、竇金 敏明、山田 洋